

GLOBE

グローブ 2020年4月

101



(公財) 世界人権問題研究センター

京都国際会館 環境と人権



近年、地球温暖化と気候変動が、災害の激化、海面の上昇、さらには食糧危機、水不足など、人の生存を脅かし、あらゆる人権の保障に影響を及ぼすという意識が高まっています。また、温暖化に最も影響を与えていない、つまり、途上国などの温室効果ガス排出量が最も少ない人たちが、温暖化の影響を最も受けやすいとも言われています。環境保全や温暖化防止への取り組みが求められるだけでなく、それら対策や適応措置においても人権の視点が不可欠です。

温暖化防止のために、温室効果ガスの排出量を削減することを義務付ける地球温暖化防止条約京都議定書は1997年、京都国際会館で採択されました。それを記念して2010年、「KYOTO 地球環境の殿堂」が創設され、毎年地球環境に貢献された人が表彰されています。

GLOBE

GLOBE No. 101 2020.4 目次

外部寄稿	連 載	新しい人権問題への対応(その十六)……大谷 實	2
外部寄稿	連 載	京都府総合計画(京都夢実現プラン)策定 〜人権が尊重され誰もが自分らしく生き参画する ことができる社会の実現を目指して〜……山口 孝司	4
連 載	連 載	世界の人権はいま ―普遍的定期審査の現場から―(その十二)……坂元 茂樹	6
プロジェクトチーム一	連 載	インターネットを利用した 表現活動とヘイトスピーチ対策……角松 生史	8
プロジェクトチーム二	連 載	歴史展示における差別表象……西山 剛	10
プロジェクトチーム三	連 載	マイノリティの声を聴く……呉 永鎬	12
プロジェクトチーム四	連 載	女性差別撤廃条約総括所見をめぐる総合的研究…… 日本の国内実施体制と阻害要因を中心に……吉田 容子	14
プロジェクトチーム五	連 載	国外逃亡犯の日本への引渡し……水島 朋剛	16
プロジェクトチーム六	連 載	公的年金の機能からみた老後 二〇〇〇万円問題……坂井 岳夫	18
人権の窓	連 載	柳原銀行記念資料館 〜崇仁地域のあゆみとともに〜……原 真弓	20
研究員紹介	連 載	研究部門の紹介……	22

GLOBE (グローブ) ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。
■表紙のテーマ「表現することで私になれる」……作品名「うずまきのグラデーション」
■作品は「天才アート」<(特定非営利法人) 障害者芸術推進研究機構提供> 足立茉莉 2000年まれ

新しい人権問題への対応(その十六)



研究センター理事長
学校法人同志社前総長

大谷 實

わが国で被害者の支援を目的とした法制度が整備されたのは、一九八〇年の犯罪被害者等給付金支給法が制定され、翌年の八一年に犯罪被害給付制度(犯給制度)が発足したのが最初であります。犯給制度は、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族や重い障害を負わされた被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づいて、国の一般財源から給付金を支給して、被害者の経済的・精神的打撃の緩和を図ることによって、刑事司法制度に対する国民の信頼を確保することを目的としたものです。

具体的には、被害者の遺族または重障害者の申請による都道府県の公安委員会の裁定によって、遺族給付金で

は最高八〇〇万円、障害給付金では最高九五〇万円を支給するという制度でした。なお、犯給制度は発足前の被害者やその遺児には適用されないことなどが問題となり、一九八一年に、警察官や経済界からの寄付を募って、警察庁の外郭団体として財団法人犯罪被害者救援基金が設立され、犯罪被害者の遺児に対して奨学金を給付することとなりました。今年で三九年になりますが、現在、月額Ⅱ小学生一万円、中学生二万二千元、高校生(国公立)一万七千元、高校生(私立)二万五千元、大学生(国公立)二万五千元、大学生(私立)三万円を給付していません。

こうして、私が一九七五年に「犯罪被害者と補償いわれなき犠牲者の救済」(日本経済新聞社)を刊行して問題を提起してから二五年が経過して、日本で初めての被害者に対する経済的支援が実現したのです。その後、犯給制度は、二〇〇一年、二〇〇三年に抜本的に改正され、法律の名称も、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」となりまして、現在は、遺族給付金の最高支給額は、二、九六四万五千元、障害給付金三、九七四万四千元となっています。このほか、新たに重傷病給付金が設けられ、障害が残らなかった場合にも一〇二万円を限度として支給することになりました。

しかし、前号で指摘しましたように、被害者の苦しみは、経済的な損失や困窮に留まるものではありません。警察や検察の捜査、裁判の過程における精神的な負担、世間の無責任なうわさ、マスコミの取材や報道によるストレスなど、様々な問題に苦しめられるのです。被害者にとって必要なのは、むしろ被害者が陥っている精神的な苦しみに対する支援なのです。

犯罪被害者の苦しみに対する支援の必要性については、有識者から度々指摘されていたのですが、わが国で本格的な支援の契機となったのは、一九九一年の一〇月三日に東京で開催された「犯給制度発足一〇周年記念シンポジウム」でありました。私もパネリストとして参加したのですが、被害者遺族として参加した大久保恵美子さんは、ご自分の経験を披歴し、犯罪被害者支援の確立、特に精神的支援の必要性を切々と訴えられたのです。その訴えに早速反応したのは、東京医科歯科大学教授らであり、一九九二年に、ごく小規模ながら「犯罪被害者相談室」が開設されました。また、当時私が理事長をしていた日本被害者学会は犯罪被害者の実態調査を試み、その成果を公表しました。

こうした民間の動きを踏まえて、まず、警察庁は、一九九五年に「被害者対策要綱」を制定し、警察は、従来、被疑者の捜査を中心に行動してきたために被害者対

策がおろそかにされた嫌いがあつたことを反省し、犯罪被害者対策も警察の設置目的に基づく本来の業務であること明らかにしました。そして、二次被害の防止を正面から謳い、被害者の救援、相談窓口の設置といった被害者対策を要綱に盛り込みました。

捜査上、犯罪被害者は真つ先に疑われる立場にあり、警察官の態度に苦しめられるのですが、被害者対策要綱ができてから、警察の対応は大きく変わったようです。

警察の対応と平行して、検察や裁判所の態度も変わりました。二〇〇〇年に、いわゆる「犯罪被害者保護二法」が制定されまして、刑事手続きの中で犯罪被害者の心情などに適切に配慮するために、検察庁では被害者通知制度に加えて、「被害者支援員」制度を設置し、様々な相談に応ずるとともに、法廷への案内、付き添い等の支援活動を行うこととしました。また、裁判所については、法廷内で被告人と被害者である証人とがお互いに直接顔を合わせずに済む遮蔽措置を講ずる制度、ビデオリンク方式（映像と音声モニターでできる装置）を導入するといった、証人の負担を軽減する制度などが講じられました。

これ等のほかにも、被害者支援の制度が誕生していますが、被害者の人権にとって決定的な法律は、次号で検討する二〇〇七年制定の「犯罪被害者等基本法」です。

京都府総合計画(京都夢実現プラン) 策定

「人権が尊重され誰もが自分らしく生き
参画することができる社会の実現を目指して」

前京都府府民環境部人権啓発推進室長

山口 孝司

京都府では、昨年十月に、本府のめざす方向性を明らかにした「京都府総合計画(京都夢実現プラン)」を策定いたしました。同計画は、「一人ひとりの夢や希望が全ての地域で実現できる京都府をめざして」を掲げ、概ね二〇年後の二〇四〇年に実現したい京都府の将来像を示した「将来構想」、概ね四年間で取り組む「基本計画」、そして、四つの広域振興局ごとの「地域振興計画」で構成されています。

【将来構想】

まず、二〇年後に実現したい京都府の将来像では、「人とコミュニティを大切に共生の京都府」、「文化の力で新たな価値を創造する京都府」、「豊かな産業を守り創造する京都府」、「環境にやさしく安心・安全

な京都府」の実現を目指すこととしており、この四つの将来構想は、SDGs(持続可能な開発目標)の十七の目標とも軌を一にするものであります。

【基本計画】

次に、四つの将来構想を実現するための「基本計画」では、行政、府民、地域、企業など、あらゆる主体の総力を結集し、子育ての視点から社会の変革を目指す「子育て環境日本一」や、人生一〇〇年時代を見据え、府民の誰もが生きがいを感じることができる共生社会づくりを進めるために若者、障害者、留学生・外国人、女性等、高齢者が生き生きと活動できることを目指す「府民躍動」など、五つの「府民協働で取組むきょうとチャレンジ」や府内の五つのエリアに着目した地域の個性ある魅力づくりや更なる成長・発展につなげる「エリア構想」、そして二〇の分野別に、それぞれの二〇年後に実現したい姿と目標達成に向けた四年間の主な具体方策、数値目標を示した「分野別基本施策」で構成しております。分野別基本施策の一つである「人権が尊重される社会」では、「人権が尊重され誰もが自分らしく生きることのできる社会」及び「ユニバーサルデザインが当たり前の社会」を二〇年後に実現したい姿とし、その実現に向け、今後、概ね四年間の対応の方向・具体方策として、府民が人権について学び、交流できる機会を拡充し、相談体制を充実していくために、部落差別やヘイトスピーチ、障害者差別・L G

B T等の性的少数者の問題など個別の人権課題に対しての効果的な啓発の推進や、法務局、人権擁護委員と連携した相談者が適切な相談先を選択できる仕組みづくりなど、一二の具体的な取組を実施することとしております。さらに、数値目標として、「日々の生活の中で、身体状況、性別その他について、差別、虐待、誹謗中傷などによる不快な思いをしたことのない人の割合」を、二〇一九年度の八十一・三％を二〇二三年度には、九〇・〇％を目指すこととしております。その他にも、児童虐待の未然防止が進んでいる社会等を目指した「希望あふれる子育て」や人権を基盤として次代の京都を支える人材が育成される教育を目指した「夢を実現する教育」をはじめ、「安心できる介護・福祉の実現」、「男性も女性も誰もが活躍できる社会」、「障害者が暮らしやすい社会」、「留学生・外国人が生き生きと暮らせる社会」など、各分野の取組の中にも人権課題の解決に向けた施策を盛り込んでいます。

【地域振興計画】

また、京都府は、南北に長く、それぞれに個性豊かな地域が広がっていることから、四つの地域に分けた地域振興計画を策定し、各地域における概ね四年間の主な具体方策としても、人権が尊重された地域づくりを掲げております。

【今後の取組】

二〇一六年に、障害者差別禁止法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消法の「人権三法」が施行されてから四年目を迎えました。この間、京都府では、様々な媒体を活用した啓発や研修、そして京都弁護士会と連携した人権問題法律相談（京都府人権リーガルレスキュー隊）をはじめとした人権相談の充実等に取り組んでまいりました。しかしながら、人権を取り巻く状況は、今なお、インターネット上のヘイトスピーチや部落差別はもとより、痛ましい児童虐待、子どもの貧困やいじめの問題、高齢者や障害のある方への虐待、セクハラ・パワハラなどのハラスメント、DV、更には、LGBT等、性的少数者の方々が直面される困難など、人権問題は複雑・多様化、そしてその要因も複合化してきております。このような状況の中、京都府といたしましては、新たに策定いたしました「京都府総合計画」のもと、府民の皆様方お一人おひとりのお力添えもいただきながら、人権が尊重され誰もが自分らしく生き、そして参画することができるとして実現を目指して精一杯取り組んでまいります。



世界の人権はいま

― 普遍的定期審査の現場から ― (その十二)



研究センター所長
同志社大学法学部教授

坂元 茂樹

中国の第二回の普遍的定期審査（UPR）は、二〇一三年一〇月二二日に行われました。報告者グループ（トロイカ）は、ポーランド、シエラレオネ及びアラブ首長国連邦で構成されました。第一回の審査と同様に、事前質問は、欧米諸国を中心に一六カ国によって行われました。

中国は、国際人権規約社会権規約の締約国ですが、自由権規約の締約国ではありません。そのため、中国では表現の自由や報道の自由が保障されていません。このことが、現在、日本を含め世界中で猛威を振るっているコロナウイルスの蔓延をもたらす事態に発展しました。昨年（二〇一九年）一二月三〇日に「微信（ウィーチャット）」に、「武漢の海鮮市場で七件の重症急性呼

吸器症候群（SARS）に似た肺炎が確認された」と書き込み警鐘を鳴らした李文亮医師は、武漢市公安局により、真実でない書き込みをしたとして、「治安管理条例罰法」に違反したとして処罰されました。

こうした武漢当局や中国政府の初期対応の遅れが、本稿を執筆している時点で、中国の感染者数八万一二八五人、死亡者三二八七人を招く事態となりました。残念ながら、告発した李医師は二〇二〇年二月七日にコロナウイルスに感染し死亡しました。ついに習近平政権は、二月二三日に、「今回の感染拡大は、建国以来の重大な公衆衛生事件であり、中国にとって危機であると同時に大きな試練である」と述べ、翌二四日には全人代の延期という異例の決定に迫られました。こうした事態に接すると、社会において「表現の自由」が保障されていることが、人の命を救うことに直結する場合があります。

中国の第二回UPRで、こうした表現の自由をはじめ、思想、良心及び宗教の自由、集会・結社の自由を保障した自由権規約を批准するようにと事前質問で触れていたのが、豪州、ドイツ、スウェーデン、ベルギー、カナダ、チェコでした。ただ、この事前質問の段階で、第一回UPRとは異なる現象もみられました。自由権

の問題で中国と同様に非難される国（バングラデッシュ、キューバ、スリランカ、ミャンマー）が事前質問を行ったことです。もちろん、これらの国が取り上げた問題は、欧米諸国とは大きく異なっていました。

たとえば、バングラデッシュはマカオ特別行政区委員の人々への対応を、ミャンマーは香港特別行政区における障害者の政治参加や雇用につき平等な権利を確保するためにとられた措置について、キューバは発展の権利の促進及び実現の達成について、そしてスリランカは途上国への発展の権利の促進や食料の安全への援助について事前質問をしました。このように、人権問題について国際的な非難を受けている諸国が親切的な発言を多く行うことで、中国における主要な人権問題が埋没しかねないという傾向が、残念ながらUPRで生じているといわざるを得ません。

二一世紀にグローバルパワーとして成長している中国は、国家資本主義とも呼ぶべき経済政策により、一説には二〇三〇年にはその国内総生産（GDP）は、米国と並ぶともいわれています。トランプ政権下での米国が、これまでと同様に自由の国かといえればやや疑問もありますが、ともにグローバルパワーである米国が自由権を強調した individual capitalism であるのに

対し、中国は社会権を強調した state capitalism ということになります。

つまり、途上国にとっては、二つの発展モデルが存在することになります。一つは、米国やEUに代表される欧米型の自由権を強調する「教化主義的モデル」であり、もう一つはかつての冷戦時代の社会主義国モデルに取って代わる中国モデルということになります。中国は、第一回UPRの政府報告書の中で、人権に関する中国の基本的立場として、「政治体制、発展の度合い、歴史的背景の違いを考えれば、各国が人権問題について異なる見解をもつのは当然だ」と述べていました。つまり、人権の普遍性を否定していました。

中国の主張は、発展段階の相違や文化相対主義を理由に、民主主義や法の支配、あるいは人権の尊重に反対する立場ともいえます。それは、一九九三年の第二回世界人権会議の折に主張された「アジア的人権観」にも通底する問題ですが、人権の観点からいえば、さらに深刻です。なぜなら、経済的には成功する発展モデルを中国が示しているからです。こうした中国の第二回UPRの内容については、次回検討します。

インターネットを利用した 表現活動とヘイトスピーチ対策



研究センター研究員
神戸大学大学院法学研究科教授

角松 生史

大阪市「ヘイトスピーチへの対処に関する条例」(以下「大阪市条例」)は、ヘイトスピーチに該当するとされた表現活動について、拡散防止措置(プロバイダへの削除要請等)をとること及び当該表現活動がヘイトスピーチに該当する旨の認識及び当該表現活動者の氏名等の公表等を定めている。ヘイトスピーチ該当性の判断にあたっては、原則として、ヘイトスピーチ審査会の意見をあらかじめ聞かなければならない。

国のヘイトスピーチ解消法や大阪市条例が主として念頭に置いていたのは、過激なデモのような表現活動だったと思われる。しかし、大阪市条例に基づき、これまで実際に拡散防止措置・認識の公表等の措置がとられた表現活動は、全てインターネットを利用したも

の又はそれと関連するものである。これらに関する上記ヘイトスピーチ審査会の各答申(以下「審査会答申」)には、インターネットを利用した表現活動に対して同条例を適用するに当たり生じる法解釈上の論点がいくつか示されている(なお、筆者は上記審査会委員を務めているが、本稿中の意見は全て個人的見解である)。

一 インターネットを利用した表現活動の「時点」

大阪市条例上、拡散防止措置等の対象となる表現活動は、条例の全面施行日(以下単に「施行日」)後に行われたものに限られる。それでは、YouTube等の動画共有サイトに投稿されたのは施行日前だが、施行日後も閲覧可能な動画に対してはどうだろうか。審査会答申は、動画投稿後「当該動画等を視聴できる状態に置いていること」も投稿行為と一体の表現の活動と捉え、拡散防止措置等の対象となり得るとしている。

しかし審査会答申は、施行日前に発行されたが、施行日後も書店・図書館で販売・閲覧させられている書籍等の出版物は、拡散防止措置等の対象たり得ないとしている。動画共有サイトの場合、投稿者は削除する権原を当該サイトから付与されているのが通常だが、書籍等の場合、一旦書店や図書館等の手に渡れば、著者や発行者は、当該書籍等の販売や閲覧を中止させる権原を有していないことが通常だという点が相違するところである。

二 インターネットを利用した表現活動の「場所」

大阪市条例は、拡散防止措置等の適用を、(1) 大阪市内で行われた表現活動及び(2) 大阪市外で行われた表現活動のうち、(ア) 表現の内容が市民等に関するものであると明らかに認められるもの及び(イ) 大阪市内で行われたヘイトスピーチの内容を本市の区域内に拡散するものの3種類に限っている。

動画共有サイトへの動画掲載について、「インターネット上で公開し大阪市内において視聴可能な状態に置くこと」で直ちに上記(1)に該当すると申出人が主張した事例があった。しかし、「視聴できる状態に置く」という行為が大阪市内で実行されたかどうかは明らかではない。また、上記主張を採用すると、「結局、インターネットを通じて行われる表現活動のすべてが大阪市内で行われた表現活動に該当することになる」として、審査会答申はこの主張を認めなかった。

三 まとめサイト

「まとめサイト」とは、特定のウェブサイト上の複数のウェブページに、インターネット上の電子掲示板等(2ちゃんねる/5ちゃんねる等)に投稿された文章を取捨選択・配列して掲載した「まとめ記事」と、不特定の者から投稿された「コメント」から構成されたものである。

まず、電子掲示板等に投稿された元の個々の文章は、

まとめ記事掲載者以外の者による表現であるため、まとめ記事が独立した表現活動と言えるかが問題となる。この点について審査会答申は、「本件表現活動者による取捨選択や配列により取りまとめが行われている」ことを捉えて、本件まとめ記事自体が独立した一つの表現として成立しているとしている(この点、大阪地判二〇一七年十一月一六日も参考になる)。

ついで、まとめ記事とコメントの関係である。コメントはまとめ記事作成者以外の不特定の者によって投稿されたものであるため、ヘイトスピーチ該当性の審査手法等が問題になる。この点について、審査会答申は、まずまとめ記事についてヘイトスピーチ該当性を審査し、その上で、「にわかには判断し難い場合その他特段の事情がある場合」に、コメント等も含めて検討することとしている。その上で、二〇一八年一月五日答申及び二〇一九年七月一日答申は、(1) まとめ記事によるコメントの「誘引」と(2) コメントによるまとめ記事の表現内容の「顕在化ないし増幅」を認めて、まとめ記事のヘイトスピーチ該当性を認定している(これらに加えて、インターネットを利用した表現活動の匿名性の問題があるが、割愛する。大阪市ウェブサイトに上の「ヘイトスピーチを行ったものの氏名情報取得するため市としてとりうる方策にかかる答申」(二〇一八年一月一七日)を参照されたい)。

歴史展示における差別表象



研究センター研究員
京都文化博物館学芸員

西山 剛

歴史系博物館の展示において差別の問題といかに向き合うかは今なお大きな課題である。我々学芸員は、展示に際して出品する資料に、差別的な表記がないかを確かめ、あるならばどのような形で展示をするのかを検討する。もちろん、個人の判断だけで決めるのではなく、同僚や上司に相談し、時には外部の有識者の意見をうかがいながら慎重に判断する。

かつては、差別表記がなされる資料は、当該の表記を隠したり、出品を見送ったりすることが多かった。しかし今は、徐々にではあるが、展示する側で一方的に出品の有無を判断するのではなく、隠さずに展示し、利用者をも巻き込む形で議論を展開し、人権意識の向上を図っていくケースも増えてきている。今日からすれば不適切

な記述・表現がなされている資料であっても、これら不適切な表現を、修正・削除してしまえば、その時代に差別を受けた人々がいた事実そのものを隠すことにつながり、かえって差別の解消を困難にしようと考えられるようになったのである。

いわば展示の上で大きな価値の転換が起こったのであるが、その動きに強く影響を与えた展覧会があった。二〇〇一年九月から一月にかけて開催された大阪人権博物館（リパティおおさか）「絵図に描かれた被差別民」がそれである。

中世絵図、町絵図、国絵図・郡絵図、村絵図に章を分け、そこに記載された被差別民の表記を手がかりに、文献資料等ではうかがい知ることができない史実を掘り起こそうとした本展覧会では、七〇件を超える古地図が展示された。差別に関する書込みや描写が盛り込まれることの多い古地図は、それまで展示においてはとりわけ注意が必要なものであったが、当該展示ではあえてそこに光を当て、豊かな歴史像と大きな研究課題を提示したのである。

また二〇〇三年一〇月二〇日付で部落解放同盟中央本部が「古地図・古絵図刊行および展示に対する基本的考え方について」という声明を出し、「差別される可能性という幻影の前に縮こまっているよりは、みずから打って出て反差別の可能性を広げ深めていこう」という基本的な考え方を提示したことも極めて大きな影響を

与えたとはいえる。タブー視され、収蔵庫に安置されるのみであった様々な資料に、ようやく光が当てられるようになったのである。

例えば京都においても反差別、人権意識の普及啓発を目的としたミュージアムは多い。なかでも柳原銀行資料館、ツラッティ千本などは差別解消に向けた展示・紹介のみでなく、その地域に根付いた特色ある史実を掘り起こし、魅力ある地域文化の普及啓発にも取り組んでいる。さらに立命館大学国際平和ミュージアムでは、あらゆる差別を生み出す戦争をメインテーマとした常設展示のほか、数々の特別展で多様な角度から差別の問題に切り込んでいる。

このような数々の取り組みの一方、やはり今後重視しなければならないのは他の自治体立博物館（あるいはそれに準じた博物館）であろう。設立目的は様々であろうが、人権博物館ではないからこそ多様な関心に引きつけながら差別の問題に取り組む事ができるものと考ええる。

筆者は以前、戦国時代をテーマとした特別展の中で、四条河原町から出土した一括出土銭を展示した^(三)。五万枚もの銭が甕に入れられたもので、出土地はまさに中世では青屋や河原者が居住・生産活動を行う現場であった。銭をまとめるために用いた銭縷は藁や麻ではなく、皮紐であったことも重要である。当該資料は、ときに激烈な差別にさらされ、搾取されるイメージが先行しがちな中世被差別民が皮革、染色などの経済活動によって十

分に資本蓄積が可能であったことを示すものといえよう。いくつもの重要文化財、国宝が並ぶ展示会場であったが、当該資料がこれら他の資料と結び合いながら歴史像を構築していったことは、まことに印象に残った。

二〇一九年九月一日から七日まで国際博物館会議（ICOM）が京都で開催された。そこで提案された新たな博物館定義案には、博物館は「人間としての尊厳と社会正義、世界的な平等と地球全体の幸福に貢献することを目的」とすることが謳われている。

反差別や差別解消を求める上で、展示側の判断のみで当該資料を隠すことはもはやできない。もちろん全ての時代、全ての資料を即時に公開することは不可能であるが、公開に向け、当事者とともに語り、考え、これまでもより大きな歴史像の構築に向けて新たな方法論を模索していかなければならない段階に至っていると考える。

注

(一) 小野田一幸「『展示評』特別展「絵図に描かれた被差別民」によせて」『ヒストリア』第一七九号、二〇〇二。

(二) 特別展「戦国時代展」東京都江戸東京博物館、京都府京都文化博物館、米沢市上杉博物館、二〇一五。

(三) 下坂守「中世「四条河原」考」『奈良史学』第二七号、二〇〇九。

マイノリティの声を聴く



研究センター専任研究員

呉 永鎬

二〇一九年一〇月、消費税率の引き上げに併せて、幼児教育・保育の無償化制度が始まった。自治体が進めてきた補助制度との調整や財源不足の問題等、小さくない課題が残っているものの、「すべての子どもが健やかに成長することを支援する」ことを理念とする本制度は、積極的に評価されて良いものだろう。

しかしこの幼保無償化制度から、各種学校の認可を得ている外国人幼稚園が除かれていることは、あまり知られていない。インターナショナルスクール、中華学校、ブラジル学校、朝鮮学校等、およそ五万の幼保施設のうち約〇・一八%、数にして八八の施設に通う子どもたち

が、無償化制度の対象から外されているのである。国はその理由について、各種学校は「幼児教育を含む個別の教育に関する基準とはなっておらず、多種多様な教育を行っており、法律により幼児教育の質が制度的に担保されているとは言えない」（幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ）としているが、認可外保育施設やベビーシッター、一時預かり事業等も対象となつている中、学校教育法上の法的地位を得ている外国人幼稚園のみが幼児教育の質の担保を基準に除外されていることは合理性に欠けると言わざるを得ない。ましてや多文化共生社会がいよいよ差し迫った課題となつている今日の日本社会において、「多種多様な教育」はむしろ望まれるべきことであり、除外の理由となるものではないはずである。

こうした状況の中、阪神淡路大震災を機に結成された兵庫県外国人学校協議会（兵庫県下のインターナショナルスクール五校、朝鮮学校六校、中華学校一校が加盟）をはじめ、様々な外国人幼稚園関係者たちが院内集会や学習会を行ったり、街頭で訴えるなどして、制度改善のために声を上げている。特に除外された外国人幼稚園のおよそ半数を占める朝鮮学校関係者たちの活動は盛んであり、私も一二月に京都で開かれた学習会に参加した。

朝鮮学校は二〇一〇年から始まった高等学校等就学支援金制度（いわゆる高校無償化制度）からも、外国人学校で唯一除かれているだけに、今般の除外の背景に政治的な意図が働いているのではないかとの見方も強かった。

学習会の中で私が最も考えさせられたのは、京都朝鮮中高級学校の生徒代表として発言した女子生徒のスピーチだ。幼稚園から一五年間、京都市内の朝鮮学校に通った彼女は、一〇年前の在特会による朝鮮学校襲撃事件を、小学校二年生の時に直接経験した一人でもある。朝鮮学校で民族教育を受けることができて「心の底から良かった」と語った彼女は、しかし一方で、在特会による襲撃事件や高校無償化制度からの除外等、常にそしてこれまでも何度も差別を感じてきたとも訴えた。溢れ出る涙を堪えながら、彼女は以下のように続けた。

私は、毎週火曜日に四条河原町で行われている「朝鮮学校にも高校無償化の適用を求める火曜行動」で、ふと思うことがあります。なぜ、保障されて当たり前の権利のために、私たちが「お願いします」と頭を下げ、リーフレットを配り、無視されると傷つき、「火曜行動」の後に道端に捨てられたリーフレットを見て、傷つかなければいけないのだろうか。なぜ私たちがお願いをして

いるのだろうか、思うことがあります。しかし、それでも私はお願いしたいです。一緒にこの差別のある日本社会を変えていきませんか、とお願いしたいのです。

彼女の言葉が私の胸に強く刺さったのは、誰とも知れない五〇数名の朝鮮人と日本人の前で、恐怖と緊張に打ち勝ちながら、堂々とまっすぐ前を見て、涙ながらに訴える彼女の姿に感動したからではない。私自身がこれまで幾度となく感じてきた、攻撃され、差別されている被害者の側が、声を上げ、立ち上がり、何とかして欲しいとお願ひしなければならぬ不条理を、彼女が代弁してくれたからでもない。幼い頃から筆舌に尽くしがたい差別を経験してきたにもかかわらず、いやだからこそ、「差別のない日本社会」の実現を心の底から願う、何よりも素朴で強い彼女の思いに心を打たれたからである。

「マジヨリテイ」とは、抑圧されている人々の声を聞かないでいられる、聞かずとも自身の生に何等の影響もない、そうした地位にある人々を指す言葉であった。彼女ばかりではない。無数に存在するマイノリティが必死の思いで発するその声を、自身にとつてかけがえのないものとして聴き、関係を築いていけるのか。私たちは今まさに、問われているのである。

女性差別撤廃条約総括所見を めぐる総合的研究… 日本の国内実施体制と阻害要因を中心に

前研究センタープロジェクトチーム四
チームリーダー
弁護士

吉田 容子

プロジェクトチーム四では、学術研究助成基金助成金17K03520（二〇一七年度～二〇一九年度）基盤研究（C）の助成を得て、「女性差別撤廃条約総括所見をめぐる総合的研究…日本の国内実施体制と阻害要因を中心に」を実施した。

「女性差別撤廃条約」は一九七九年の第三四回国連総会で採択され、日本は一九八五年に同条約の締結国となった。本条約は締約国に対し、政治的・公的活動、経済的・社会的活動における女性差別撤廃のための適当な措置の実施を求めており、その実施を推進するために、国家報告制度（締約国は四年ごと）に国連事務総長に国内

実施状況についての報告書を提出し、女性差別撤廃委員会（CEDAW）がこれを審査し勧告を発する）とフォローアップ制度（CEDAWが緊急課題を取り上げて締約国にその早期実施を求める）を設けている。

日本はこれまでにCEDAWによる審査を五回受けた。しかし、世界経済フォーラムのジェンダーギャップ指数が端的に示すように、日本社会は「女性に対するあらゆる差別」の撤廃には程遠い状況にある（二〇一九年には世界一五三カ国中一二一位と過去最低になり、G7中でも最低であった）。何故、差別がなくならないのか。本条約の国内実施を妨げてきた原因はどこにあるのか。翻って考えるに、CEDAWの勧告とそれに対する政府の対応を含め、本条約が日本社会に及ぼした具体的な効果と限界は、これまでほとんど検討されてこなかった。そこで、当チームは、「労働」「家族」「暴力」の領域に焦点をあて、①歴史的価値観を含む社会意識の変化、②NGOや社会活動が与えた影響、③性的マイノリティの権利擁護を含めたジェンダー視座による検証を通して、法制度・社会文化の両領域から、本条約が与えた具体的効果とその限界を学際的に検証し、日本における女性差別の現状と課題を明らかにするべく、研究を始めた。

三年間にわたる本研究では、三三回の研究会、二八回

の報告(学会、講座、セミナー等を含む)、論文九件、図書七件を実施した。そして、本条約実施の阻害要因(差別撤廃の阻害要因)を、①政治・行政・司法制度(差別撤廃に向けた十分な政治的意思の不存在、差別禁止法の不存在、効果的なNational Machinery(性差別撤廃のための国内本部機構)の不存在、法と司法における性差別の温存)、②社会・慣行・ジェンダー意識の残存(有害な慣習慣行や参加の禁止(排除)、標準世帯・標準家族の縛り、新・性別役割分業体制の意識的・意図的な維持再生産、稼得能力・収入格差の維持拡大、これらを容認する教育やマスメディアなど)、③法と司法の遅れ(社会・慣行・ジェンダー意識を実体的にも象徴的にも具現化した長する法と司法判断)、④これらの相互影響と相互強化、と整理した。そのうえで、この阻害要因を念頭におきつつ、各自が専門分野における現状と課題についての考察をさらに深め、その成果の一端を報告書にまとめた。

突き詰めれば、最大の課題は差別撤廃に向けた強固な政治的意思の欠如である。一九八五年の本条約締結当時、安倍晋太郎外務大臣(当時)は「…基本的人権というか、人間の尊重、尊厳をはっきりうたった包括的条約であって、日本もこれに加入することによって条約の趣旨を生かして、今後まだ日本に残っている問題を解決し、条約の趣旨が完全に履行されるよう努力していかなければなりません。」「条約を締結した以上は、日本としても、これを誠実に実行しなければならぬ義務が国際的にも新しく付与されるわけで、まだまだ国内法の体制等についても十分でない点がある…」と述べ、外務大臣官房審議官も「わが国が締結した条約については、わが国全体として当然これを誠実に遵守する必要があります。この場合、わが国ということは、国会も含まれます。従って今後国会が自己の立法権あるいは予算制定権その他の権能を行使するに当たって、わが国が締結した条約に違反しないように行動する義務が生じます。」と述べた(第一〇二回参議院外務委員会議事録)。しかし、その後、政府も国会もこの義務を誠実に果たしてこなかったことは明らかであろう。政府は男女共同参画会議に「女性差別撤廃条約実施専門調査会」を設置し、実施状況を確認しつつ阻害要因の除去の方策を提言しその履行状況を監視すること、国会は「女性差別撤廃条約推進議員連盟」を結成し、衆参両院の常設委員会に発展させていくこと、また法曹養成課程におけるジェンダー教育を必修とすること等が喫緊の課題である。

本研究が、差別の根絶に些かでも寄与するものであれば幸いです。

国外逃亡犯の日本への引渡し



研究センター研究員
名古屋大学大学院法学研究科教授

水島 朋則

「ゴーン被告、海外逃亡」——こんな二〇二〇年の元日の一面記事（京都新聞）を、誰が予想できたでしょう。カルロス・ゴーン氏がレバノンに逃亡した件では、二つの観点から国際法や条約が話題になりました。一方では、ゴーン氏が、逃亡後の声明の中で、日本の司法システムは国際法や条約に反して基本的な人権を否定している」と批判しています。他方、新聞などでは、日本とレバノンの間で犯罪人の引渡しのための条約が結ばれていないので、ゴーン氏の日本への引渡しは難しいであろうと指摘されています。ゴーン氏による日本の司法システム批判についての評価は他に譲ることにして、ここでは国外逃亡犯の日本への引渡しについて取り上げます。

なんらかの方法で国外に逃げた犯罪人を、日本の警察が逃亡先の外国で捕まえて連れ戻すことはできません。その外国から見れば、自国内にいる人が拉致されたことに他ならないからです。そこで、逃亡先の外国に犯罪人の引渡しを求めるしかないこととなりますが、要求に応じて引き渡してもらえない保証はなく、基本的にはその外国の裁量に委ねられます。それを前提として、国の間で結ばれることがあるのが、お互いに犯罪人を引き渡すことを約束する条約ということになります。

そのような犯罪人引渡条約を日本はレバノンと結んでいないわけですが、条約を結んでいればゴーン氏が日本に引き渡されることになるのは、必ずしも言えません。日本が結んでいる日米と日韓の犯罪人引渡条約のいずれにおいても、お互いに犯罪人を引き渡す約束の例外として、自国民を引き渡す義務は負わないと定められているのです（裁量によって自国民を引き渡すことはできません）。仮に日本とレバノンの間で犯罪人引渡条約が結ばれていたとしても、同じような例外があるとすれば、レバノン国民であるゴーン氏の引渡しは、結局のところレバノンの裁量に委ねられることとなります。

犯罪人引渡条約におけるこのような自国民の例外扱いは、世界中の条約で当然のように定められているものではありません。日本は二か国としか犯罪人引渡条約を結んでいませんが（二〇一〇年から交渉している中国と

は、いまだに条約の締結に至っていません)、アメリカは一〇〇か国以上と条約を結んでいます。そのうち、たとえばイギリスとの米英条約は、犯罪人の国籍を理由として(つまり、自国民であることを理由として)引渡しを拒んではならないと定めています。

また、日本が結んでいる犯罪人引渡条約において自国民は引き渡す義務を負わないとしていることによつて、別の国が日本と条約を結ぶインセンティブが失われているとも言えます。外国から日本に逃げ込む犯罪人の多くは日本国民であることが予想されますが、そのような場合に犯罪人を引き渡してもらえない保証がないのであれば、わざわざ時間をかけて交渉して日本と犯罪人引渡条約を結ぶ意味はほとんどありません。

自国民の引渡しをめぐる日本の立場は、逃亡犯罪人引渡法という日本の法律のなかにも表れています。日本が外国から犯罪人の引渡しを求められたときは、この法律に従つて引き渡すかどうかを決めることになっていますが、その外国と条約を結んでいる場合を除いて、日本国民は外国に引き渡してはならないとしています。

このような自国民の不引渡しは、自国民の保護のためと言われることがあります。確かに自国民の保護は国が果たすべき最大の役割ですが、犯罪人とされる自国民を外国に引き渡さないことによつて、その人を何から保護したことになるのでしょうか。また、なぜそのような保

護を与える必要があるのでしょうか。自国民であつても犯罪人は外国に引き渡し、その外国で裁判を受けさせることが、法の支配の精神にむしる合致するはずですが。

少し古い資料しか確認できていませんが、レバノンの法律には自国民の不引渡しは定められていないようです。そうだとすれば、日本と犯罪人引渡条約を結んでいなくても、レバノンの法律上は、レバノンは自国民を日本に引き渡すことができるということになります。しかし、レバノンが求めてきても日本は日本国民を引き渡さない(法律上、引き渡すことができない)にもかかわらず、レバノン国民(ゴーン氏)を引き渡すようにレバノンに求めるのは、虫が良すぎるでしょう。

ゴーン氏の逃亡の数週間後、東京での強盗事件の容疑者であるイギリス国民の日本への引渡しに向けて、日本がイギリスと話し合いを進めていることが明らかになりました。虫が良い日本の要求にイギリスが応じてくれるかどうかはともかく、国外逃亡犯を日本に引き渡してもらうことが難しいのには、このように自業自得という面もあります。逃亡犯罪人引渡法における日本国民不引渡しの原則や、日本が結んでいる犯罪人引渡条約における自国民の例外扱いを見直すことが急務と言えます。

公的年金の機能からみた老後 二〇〇〇万円問題



研究センター研究員
同志社大学法学部准教授

坂井 岳夫

昨年、公的年金をめぐって世間の注目を集めた話題が、老後二〇〇〇万円問題である。二〇〇〇万円というのは、金融審議会のワーキング・グループによって公表された報告書において老後の備えのために必要な金融資産として試算された金額であり、高齢夫婦無職世帯における実収入（月額二〇万九一九八円）と実支出（月額二六万三七一八円）との差額に老後の生活期間（三〇年）を乗じたものである。これを「問題」だとする人たちは、要するに、公的年金は老後の生活費の大部分を賄うべきだと考えている、ということになる。ここでは、このような考え方の当否について検討

した上で、公的年金が現在直面している課題とは何かについて考えてみたい。

公的年金には、リスクの分散、所得の再分配、貯蓄の強制といった機能がある。もともと、平均寿命のはるか前である六五歳から年金給付の支給を開始する点で、現行制度がもつリスクの分散という機能は部分的なものであるといえ、定額の保険料を財源として定額の年金給付を支給したり（自営業者などの国民年金）、所得比例の保険料を財源として所得比例の年金給付を支給したり（会社員、公務員などの厚生年金）する限りでは、現行制度がもつ所得の再分配という機能も限定的であるといえる（他方で、国民年金の給付費用に充てられる国庫負担や基礎年金拠出金、国民年金と厚生年金の年金給付に適用されるスライドなど、所得の再分配をもたらす要素もある）。国民年金と厚生年金がもつこれらの特徴に鑑みると、現行の公的年金について理解するには、貯蓄の強制という機能にも十分に注目する必要があるといえる。

年金給付の財源は、保険料（本人負担）や税金の負担、保険料（事業主負担）や税金の転嫁による昇給の抑制や報酬の低下といった形をとって、直接・間接に被保険者がその相当部分を負担している。つまり、年金給

付の水準を引き上げることには、現役時における消費を制限して、引退後における消費に充てるための備え（実質的な貯蓄）を強制するという側面がある。自身自身が稼いだ所得をどのように消費と貯蓄に振り分けるかは人それぞれであり、自由な時間がある引退後における消費を重視する者もいれば、心身ともに元気な現役時における消費を重視する者もいる。あまりに高い年金給付の水準は、所得保障政策の立案主体である国にとって模範的といえそうな前者の生活設計を押し付ける一方で、生活に困窮する高齢者を増やしかねない後者の生活設計を妨げる。また、前者の生活設計を望むにしても、引退後の消費への備えは、公的年金に限られない。資産運用に関して十分な知識や経験をもつ者は、金融商品に金銭を投資して、公的年金をはるかに上回る運用成績を目指すだろうし、子どもの教育に熱心に取り組む親は、勉強や習い事に金銭を費やして（そしてもちろん、親孝行の大切さをしっかりと教えて）、大成した子どもによる扶養に期待するかもしれない。あまりに高い年金給付の水準は、このような多様な選択の可能性をも狭めてしまう。以上の検討から明らかかなように、貯蓄の強制は、度が過ぎてしまうと、合理的な根拠を欠くパターンリズムや、私的領域への

過度の介入という評価を免れない。

このように考えると、少なくとも、国民年金と厚生年金の双方を適用される会社員や公務員については、現行の年金給付の水準が低すぎるとの評価は妥当しないように思われる。これに対して、国民年金のみを適用される自営業者および一部のパート・アルバイト（厚生年金の適用除外の要件を充たす被用者）や小規模零細企業（個人企業のうち厚生年金の適用を受けない事業所）の従業員などについては、国民年金により保障される年金給付の水準（約七八万円）が妥当であるか、議論の余地はあるだろう。他方で、自分が思い描く老後に向けて貯蓄や投資、子どもの教育などを日々堅実に実行することがどれだけ大変であるかは、年金政策の領域でも注目される行動経済学の知見を援用するまでもなく、多くの人たちが生活実感として理解しているところだろう。そこからは、年金制度に求められるもう一つの重要な役割として、老後の生活への備えのための自助努力に対する支援を挙げることができると確定給付企業年金、企業型確定拠出年金、個人型確定拠出年金（iDeCo）といった私的年金の枠組み、さらには、少額投資非課税制度（NISA）などの制度について、さらなる改善に向けた議論が望まれる。

柳原銀行記念資料館

（崇仁地域のあゆみとともに）

京都市文化市民局共生社会推進室
担当部長

原 真弓

柳原銀行は、明治三二（一八九九）年、柳原町（現在の崇仁地域）の町長であった、明石民蔵ら地元有志により設立された、日本で唯一の被差別部落の住民により設立された銀行であり、地元産業の振興や教育の向上に大きく貢献しました。大正期には山城銀行と改称し、事業を拡大していきましたが、金融恐慌などの影響を受けて、昭和二年（一九二七）年に倒産し、その後、建物は商店や借家として使用されました。

昭和六一（一九八六）年に道路の拡張工事に伴う建物の取壊し案が出たことを契機として、地域では、建物をまちづくりのシンボルとして保存する運動が盛り上がり、保存に向けた様々な取組が行われました。また、京都市が実施した調査においても、貴重な明治後期の

洋風木造建築物であることが判明し、平成六（一九九四）年、京都市登録有形文化財に指定されました。こうして現在の地に移築、復元することとなり、平成九（一九九七）年に柳原銀行記念資料館として開館しました。現在、当館は地域の歴史、文化や生活資料等の展示を通じて、同和問題など様々な人権課題への正しい理解と人権意識の普及・高揚を図る啓発施設として皆様に親しまれています。

○建物の特徴

当館は、棟札から明治四〇（一九〇七）年の竣工と判断されます。京都に現存する銀行建築物の中では、明治三九（一九〇六）年の旧日本銀行京都支店（現・京都文化博物館）が最も古く、これに次ぐものです。

室内の一階展示室は銀行営業室として使われていた創建当時の姿であるカウンターや照明を復元、格天井には透かし彫りを施した六角



柳原銀行外観



カウンター

形の中心飾りにシャンデリアが配置され、当時の銀行としてのふさわしい格調を演出しています。また、二階に続く階段の一階部分は復元しましたが、二階部分は、当時のままとなっています。

○特別展の紹介

当館では常設展のほか、地域の歴史や同和問題などの人権課題をテーマにした特別展や企画展を開催しており、ここでは、昨年一〇月九日から一月九日まで開催した特別展「さよなら崇仁小学校」君は伊東茂光の声を聴いたか」をご紹介します。

この特別展では、平成二二（二〇一〇）年に閉校した崇仁小学校の一三六年の歴史について、前身の柳原小学校の時代まで遡るとともに、いわゆる「崇仁教育」に力を尽くし、後に「崇仁の父」と地域の人々から慕われた第一代校長の伊東茂光を中心に紹介しました。



砂持ち



伊東茂光校長

柳原小学校は、明治六（一八七三）年に創設され、西光寺内の仮校舎から始まり、明治四四（一九一一）年には柳原銀行初代頭取の明石民蔵らの尽力により現在の元崇仁小学校の地に校舎の棟上げが行われました。このとき、当時の柳原町住民一五〇〇人が、鴨川の七条河原からこの地に砂や土を運び、町を挙げて学校建設に参加したということで、町民の教育への熱い思いが伝わってきます。（「砂持ち」写真参照）

その後、大正九（一九二〇）年に伊東校長が就任し、陸上競技の強化を行い「走りの崇仁」を作り上げたことや、差別を跳ね返す「正しく強い」子どもを育てることを目指して、「静室」と命名された座禅のための部屋を設けたことなど、数々の功績を残しました。

また、昭和一八（一九四三）年にレコードに録音された伊東校長の肉声からは、当時の社会情勢の中で苦悩しながらも差別と闘う姿が想像できます。この声は一〇月一九日に開催した記念シンポジウムにおいても披露し、参加者からは伊東校長を懐かしむ声が聞かれました。

○新たな歴史へ

令和五（二〇二三）年には、京都市立芸術大学が崇仁地域へ移転する予定です。当館では、様々な形で大学との融合を図ることで、地域とともにあゆんでいます。

◆研究部門の紹介（二〇二〇年四月一日現在・五十音順）

所 長 坂元 茂樹（同志社大学法学部教授）
特別客員研究員 大谷 實（理事長・前学校法人同志社総長）

○プロジェクトチーム一（インターネットと人権）

リーダー 毛利 透（京都大学大学院公共政策連携研究部教授）
専任研究員（非常勤）松村 啓志
嘱託研究員 角松 生史（神戸大学大学院法学研究科教授）
杉木 志帆（京都大学大学院法学研究科特定助教）
曾我部真裕（京都大学大学院法学研究科教授）
中井伊都子（甲南大学学長・法学部教授）
成原 慧（九州大学法学研究院准教授）
松本 和彦（大阪大学大学院高等司法研究科教授）

○プロジェクトチーム二（共に生きる地域研究の可能性）

リーダー 井岡 康時（同志社大学他非常勤講師）
小林 文広（同志社大学文学部教授）

専任研究員 中川 理季
嘱託研究員 秋元 せき（京都市歴史資料館歴史調査員）
小林ひろみ（奈良県文化資源活用課嘱託職員）

関口 寛（四国大学経営情報学部准教授）
廣岡 浄進（大阪市立大学人権問題研究センター准教授）
山内 政夫（柳原銀行記念資料館事務局長）

○プロジェクトチーム三（子どもの人権）

リーダー 山野 則子（大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科教授）

専任研究員 呉 永鎬
嘱託研究員 有江ディアナ（大阪産業大学他非常勤講師）

理橋 孝文（同志社大学社会学部教授）
惣脇 宏（京都産業大学現代社会学部教授）
田中 宏樹（同志社大学大学院総合政策科学研究科教授）
村井 琢哉（NPO法人山科醒醐こどものひろば理事長）
村上 正直（大阪大学大学院国際公共政策研究科教授）

○プロジェクトチーム四（LGBTと人権）

リーダー 風間 孝（中京大学教養教育研究科教授）
専任研究員 堀江 有里
嘱託研究員 有田 啓子（立命館大学生存学研究所客員研究員）
釜野さおり（国立社会保障・人口問題研究所人口動向研

究部第二室長）
熊本 理抄（近畿大学人権問題研究所教授）
新ヶ江章友（大阪市立大学人権問題研究センター准教授）
水野 英莉（流通科学大学人間社会学部准教授）

○プロジェクトチーム五（移住者と人権）

リーダー 薬師寺公夫（立命館大学大学院法務研究科特任教授）
専任研究員 内田 晴子
嘱託研究員 小畑 郁（名古屋大学大学院法学研究科教授）

飛田 雄一（公財）神戸学生青年センター理事長）
古屋 哲（大谷大学非常勤講師）
前田 直子（京都女子大学法学部准教授）
水島 朋則（名古屋大学大学院法学研究科教授）

○プロジェクトチーム六（企業の社会的責任と人権に関する研究）

リーダー 西村健一郎（京大名誉教授）

嘱託研究員 稲谷 信行（京大大学院法学研究科特定助教）

上田 達子（同志社大学法学部教授）

植村 新（関西大学法学部准教授）

桑原 昌宏（元新潟大学法学部教授）

河野 尚子（京都府立大学公共政策学部講師）

坂井 岳夫（同志社大学法学部准教授）

藤木美能里（特定社会保険労務士）

〔登録研究員〕

（登録チーム一）アジアにおける国際的人権保障の動態的研究

代表者 坂元 茂樹（所長・同志社大学法学部教授）

阿部 浩己（明治学院大学国際学部教授）

※有江ティアナ（大阪産業大学他非常勤講師）

※小畑 郁（名古屋大学大学院法学研究科教授）

北村 泰三（中央大学大学院法学研究科教授）

杉木 志帆（京大大学院法学研究科特定助教）

徳川 信治（立命館大学法学部教授）

戸田 五郎（京都産業大学法学部教授）

※中井伊都子（甲南大学学長・法学部教授）

西井 正弘（京大名誉教授）

初川 満（愛知学院大学法学研究科教授）

本田 悠介（立命館大学非常勤講師）

※前田 直子（京都女子大学法学部准教授）

※水島 朋則（名古屋大学大学院法学研究科教授）

三輪 敦子（関西学院大学等非常勤講師）

※村上 正直（大阪大学大学院国際公共政策研究科教授）

※薬師寺公夫（立命館大学大学院法学研究科特任教授）

（登録チーム二）近代都市における地域共同体の変容に関する歴史的研究

研究

代表者 ※井岡 康時（同志社大学他非常勤講師）

※秋元 せき（京都市歴史資料館歴史調査員）

今村 壽子

梅田 千尋（京都女子大学文学部准教授）

奥本 武裕（奈良県立同和問題関係史料センター所長）

※小林 丈広（同志社大学文学部教授）

※小林ひろみ（奈良県文化資源活用課嘱託職員）

河内 将芳（奈良大学文学部教授）

重光 豊（京都市教育委員会総合育成支援課参与）

※関口 寛（四国大学経営情報学部准教授）

西山 剛（京都文化博物館学芸員）

※廣岡 浄進（大阪市立大学人権問題研究センター准教授）

※山内 政夫（柳原銀行記念資料館事務局長）

（登録チーム三）マイノリティの包摂／排除をめぐる生政治：部落改善・融和政策の歴史社会学的研究

代表者 野口 道彦（大阪市立大学名誉教授）

※井岡 康時（同志社大学他非常勤講師）

石元 清英（関西大学名誉教授）

奥本 武裕（奈良県立同和問題関係史料センター所長）

※小林 丈広（同志社大学文学部教授）

白石 正明（佐賀部落解放研究所研究員）

杉本 弘幸（佛教大学他非常勤講師）

※関口 寛（四国大学経営情報学部准教授）

田中 和男 (関西学院大学非常勤講師)
手島 一雄 (大阪大学非常勤講師)
※廣岡 淨進 (大阪市立大学人権問題研究センター准教授)
山本 崇記 (静岡大学人文社会科学部准教授)

(登録チーム四) 京都における在日コリアンの歴史

代表者
水野 直樹 (立命館大学文学部客員教授)
杉本 弘幸 (佛教大学他非常勤講師)
高野 昭雄 (大阪大谷大学教育学部教授)
鄭 栄桓 (明治学院大学教育センター教授)
仲尾 宏 (京都造形芸術大学客員教授)
盧 相永 (大阪外語専門学校講師)
藤井幸之助 (同志社大学嘱託講師)
松下 佳弘
安田 昌史 (同志社大学大学院特任助手)
李 洙任 (龍谷大学経営学部教授)

(登録チーム五) 人権と教育

代表者
中島 智子 (元ブル学院大学教授)
伊藤 悦子 (京都教育大学教育学部教授)
岩槻 知也 (京都女子大学発達教育学部教授)
上杉 孝實 (京都大学名誉教授)
岡田 敏之 (同志社大学教員免許センターアドバイザー)
小泉 友則 (立命館大学非常勤講師)
田中 宏 (一橋大学名誉教授)
外川 正明 (京都教育大学名誉教授)
友永 雄吾 (龍谷大学国際学部准教授)
野崎 志帆 (甲南女子大学文学部教授)
藤原 孝章 (同志社女子大学現代社会学部特任教授)

(登録チーム六) 女性の人權

代表者
斧出 節子 (京都華頂大学現代家政学部教授)
輕部 恵子 (桃山学院大学法学部教授)
澤 敬子 (京都女子大学現代社会学部准教授)
谷口 洋幸 (金沢大学国際基幹教育院准教授)
林 陽子 (弁護士)
馬場 まみ (京都華頂大学現代家政学部教授)
伏見 裕子 (大阪府立大学工業高等専門学校講師)
堀江 有里
マーサ・メンセン・デーイク (同志社大学社会学部准教授)
源 淳子
山下 明子
吉田 容子 (弁護士)

(無所属)

下坂 守 (京都国立博物館名誉館員)
菅澤 庸子
師岡 康子 (大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター客員研究員)
矢野 亮 (長野大学社会福祉学部准教授)
山路 興造 (二京都市歴史資料館長)
吉田栄治郎 (天理大学非常勤講師)

(注) 複数チームへの登録あり

※印はプロジェクトチームの研究員

講座日程表／講座内容

※ 6月11日の開講式及びシンポジウムは新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止します。

	月日曜	種別	時間	講座名	講師	備考
1	6月11日 (木)	開講式	13:30～13:40	研究センター所長 坂元 茂樹		
		シンポジウム	13:40～17:00	パラリンピックと人権	川島 聡 山下 達夫 坂元 茂樹 薬師寺公夫	—
2	7月2日 (木)	講義	14:00～15:40	ビッグデータ・AIと人権	成原 慧	PT1
3	7月27日 (月)	講義 (旧ゆかり)	14:00～15:40	大仏柳原庄の鴨川浚え～幕末の洪水対策と被差別民～	小林ひろみ	PT2
4	8月24日 (月)	講義	14:00～15:40	労働力不足と高齢者・外国人の雇用	稲谷 信行	PT6
5	9月7日 (月)	ワークショップ	14:00～16:00	「ダメ」より「なぜ?」を考える～人権感覚をみがぐために～	渡辺 毅	—
6	9月28日 (月)	講義	14:00～15:40	外国人労働者受入れの拡大から1年	薬師寺公夫	PT5
7	10月9日 (金)	講義	14:00～15:40	ネオリベリズム時代には人権と社会連帯はどうなるのか?	野口 道彦	登録3
8	10月15日 (木)	講義	14:00～15:40	女性差別撤廃条約の国内実施は何故できないのか?	軽部 恵子 吉田 容子	PT4
9	10月29日 (木)	フィールドワーク	13:00～17:00	在日コリアンの歴史・現状、多文化共生、東九条の成り立ち	南 珣賢 村木美都子 山本 崇記	—
10	11月17日 (火)	講義	14:00～15:40	剥奪された資源と機会を子どもに取り戻し、自己肯定感を回復させ、貧困の連鎖を断ち切るために～「貧困/不利/困難に負けない力」をはぐくむ福祉・教育的プログラムを構想する～	埋橋 孝文	PT3
11	12月14日 (月)	講義 (旧ゆかり)	14:00～15:40	『遊民の系譜』再考～芸能民は「遊民」か～	山路 興造	—
12	1月22日 (金)	講義	14:00～15:00	犯罪被害者支援のいま	大谷 實	理事長
		修了式	15:00～15:20	研究センター理事長 大谷 實		

「旧ゆかり」は、「講座・人権ゆかりの地をたずねて」のことを示しています。

※「講座・人権ゆかりの地をたずねて」: 京都の各地を人権の視点から紹介し、その歴史をたどりながら学ぶ講座
備考欄「PT」はプロジェクトチーム、「登録」は登録チームを示しています。

会場: 9 京都コリアン生活センターエルファ(南、東九条北松ノ木町12)
その他 ハートピア京都(中、烏丸丸太町下ル)



世界人権問題研究センター

2020年度 人権問題シンポジウム

パラリンピックと人権



日本で障害のあるアスリートによる総合的な国際スポーツ大会である「2020年東京パラリンピック」が開催されます。この開催を契機に、障害のある人への理解と共感が広がることを期待します。同時に、それを一過性のものとはせず、障害のある人も障害のない人も、すべての人の人権が尊重される社会を作るためには何が必要か、また、障害の有無にかかわらず住みやすい社会であるためには何をなすべきかを、みなさんと一緒に考えたいと思います。

日程	6月11日 (木)
----	-----------

時間	13時30分～
----	---------

場所	ハートピア 3階
----	-------------

基調講演

**「パラリンピックと人権」については、
新型コロナウイルス感染症拡大防止の
ため中止します。**

延夫
元 茂樹 (同志社大学法学部教授)



**受講料
無料**

(先着200名様)

<お申し込み> 前日までに電話・FAX・メール等でお名前・ご連絡先・人数がわかるような形でお申し込みください

手話・要約筆記有

なお、新型コロナウイルス感染症の状況により開催を中止する場合があります。中止する場合は、ホームページ等でお知らせいたします。

ご予約・お問い合わせ
(公財) 世界人権問題研究センター

TEL : 075-231-2600
FAX : 075-231-2750
mail : jinken@khrii.or.jp

◎お問い合わせ、お申込みは下記へ



公益財団法人 世界人権問題研究センター

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1
TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750
[URL] <http://www.khrii.or.jp/> [E-MAIL] jinken@khrii.or.jp